平成２３年（フ）第７３８号
熊本市西原３丁目２番４―306号
債務者　井手　駿輔
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６１号
熊本県下益城郡美里町岩野1265番地
債務者　坂井　祐一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７６２号
熊本県下益城郡美里町岩野1265番地
債務者　坂井　三栄
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４号
山口市大内御堀2008番地８、前住所山口市吉敷上東２丁目18番15号
債務者　深田　真代
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1583番地16
ファミーユ・ヴィラＢ棟103
債務者　吉田　智里
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７７号
岡山市北区富町２丁目18番15号　富町コーポ201号
債務者　水島　榮子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
岡山県備前市日生町日生2679番地291
債務者　島津千惠子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
岡山市北区平野937番地　２号棟408号、旧住所岡山市南区南輝１丁目18番17号　木村マンション201
債務者　加藤多都子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
静岡県富士宮市元城町３番６号　メゾン元城102号
債務者　稲田　寛子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７７４号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目７番27号
債務者　高橋　豊一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９５０号
神奈川県横浜市青葉区新石川１丁目23―26―205、住民票上の住所神奈川県大和市中央林間１丁目11―32
債務者　関　　和子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５５号
東京都世田谷区等々力８丁目21―23―102
債務者　井上翔太郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６号
東京都目黒区中目黒３丁目22―６―301
債務者　水口　敏也
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井866―26
債務者　大西　　潔
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９９号
神奈川県横浜市都筑区牛久保１丁目21―22―103
債務者　武井　敏行
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３７号
東京都多摩市馬引沢１丁目９－８－302
債務者　石原　　清
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部